

1. 会合名	「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」(第8回)
2. 日 時	平成27年7月16日(木) 午後3時30分～午後4時30分
3. 議 案	1. 前回会合後の対応について 2. 番号法等を踏まえた個人情報保護宣言モデルについて 3. 番号法等を踏まえた各段階取扱規程モデルについて 4. その他
4. 主な内容	平成27年7月9日に施行された「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正を受け、同年7月14日(火)付で「個人情報の保護に関する指針」等を改正し、同日施行したことを協会員宛に通知した旨を共有した。 また、前回会合後の対応、番号法等を踏まえた個人情報保護宣言モデルと各段階取扱モデルについて事務局から説明し、協議した。 1. 前回会合後の対応について ・特定個人情報保護委員会への質疑を踏まえ、安全管理措置の考え方について、記載を修正した。また、個人データへのアクセスの記録、分析についての例として、データのコピー以外に出力・削除も追記した旨、事務局から説明した。 2. 番号法等を踏まえた個人情報保護宣言モデルについて (主な意見等) ・個人番号の利用目的について、追記案(一体化)と別建て案の両案を示した。(事務局) ・個人情報保護宣言モデルの開示請求手続きについて、「保有個人データ又は特定個人情報」と書き分けているが、管理下において開示対象となる特定個人情報は、通常は保有個人データに含まれるため、削除してもよいのではないか。 ⇒特定個人情報の開示について、顧客は「個人番号保有の有無の開示を希望する」旨のフォーマットで手続きを行い、個人番号保有の有無のみ回答することが大半になるのではないかと考える。そこで、保有個人データと特定個人情報とを書き分けておく方が業者として柔軟な対応が可能であるとの認識で記載したものである。(事務局) ・個人情報保護宣言モデルの書き振りについては各社で考えていただいてよいと考える。(事務局) ・「外部委託をしている主な業務」については、金融商品仲介業務の委託ほか、外部業者への保管・廃棄の業務委託もあると思うが、個人情報保護宣言モデルにあえて記載していないのか。 ⇒番号法に直接関係する業務委託のみを追加したためであるが、ご意見を受けて、外部業者への保管等の業務委託についても記載する。(事務局) 3. 番号法等を踏まえた各段階取扱規程モデルについて (主な意見等) ・クラウドサービス業者への委託について、クラウドサービス業者が通常時には個人番号を含む電子データにアクセスしないが、障害時にアクセスする可能性がある場合は、番号法上の委託に該当するか。 ⇒クラウドサービス業者が個人番号を含む電子データにアクセスしないという契約をしていなかったり、適切なアクセス制御がなされていない場合等は、番号法上の委託に該当すると考えられる。通常、保守契約等において、障害時の対応としてクラウドサービス業者がアクセスできる範囲は規定されているのではないかと。障害時にクラウド

	ドサービス業者が個人番号のデータにアクセスできる契約となっているのであれば、それは番号法上の委託に該当するのではないかと考えられる。(事務局) ・クラウドサービス業者への委託について、障害発生時等には電子データにアクセスできないと困るのではないか。そうだとすれば、クラウドサービス業者への委託は常に番号法上の委託になるのではないか。 ⇒当該契約で通常想定される業務範囲において、個人番号を含む電子データにアクセスできるのであれば、番号法上の委託になると考えられる。(事務局) ・クラウドサービスについての記載箇所に、なお書きとして、暗号化等の措置無く、メールに個人番号を記載して送信する場合の留意点が記載されているが、あえて事務局コメントとした理由は何か。 ⇒従業者がクラウドサービスを意識せずに、暗号化することなく、メールに個人番号を記載して送信してしまうことを防止するため、あえて明示的に記載したものである。(事務局) ・クラウドサービスについては、従来の情報管理でも対応していたことではないか。 ⇒そのとおりで、従来から対応していることであるが、協会員からの質問も多く受けているので、念のために記載したものである。(事務局) ・データセンターの場所を借りているだけで、個人番号を含む電子データシステムの保守管理は自社が行う場合には、データセンターの場所を提供している業者は番号法上の委託には該当しないと考えて良いか。 ⇒業者との委託の内容に依るので、番号法上の委託には該当しないと一概には言えない。業者が個人番号にアクセスできるかどうかで考えてもらいたい。(事務局) ・個人情報保護宣言モデルにおいて、特定個人情報という記載があるが、個人番号と置き換えてはいけないのか。特定個人情報と個人番号の使い分けはどのようにしているのか。 ⇒個人番号単体を示す場合には個人番号、個人番号に加えて氏名等その他情報も指す場合には特定個人情報というように使い分けている。(事務局) 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（０３－３６６７－８４７０）